

指定計画相談、指定障害児相談支援事業者
における主眼事項及び着眼点及び相談支援
に関するQ & A等

目 次

| | |
|--|----|
| ○ 主眼事項及び着眼点(指定計画相談支援) | 1 |
| ○ 主眼事項及び着眼点(指定障害児相談支援) | 16 |
| ○ 相談支援に関するQ&A(平成29年3月31日) | 29 |
| ○ 平成30年度障害福祉サービス等報酬改正等に関するQ&A VOL.1(平成30年3月30日) | 53 |
| ○ 平成30年度障害福祉サービス等報酬改正等に関するQ&A VOL.3(平成30年5月23日) | 59 |

※ ページは資料の右下又は左下のページ

主眼事項及び着眼点（指定計画相談支援）

| 主眼事項 | 着 眼 点 | 根 拠 法 令 |
|--|---|---|
| <p>第1 基本方針</p> | <p>(1) 指定計画相談支援の事業は、利用者又は障害児の保護者(利用者等)の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って行われているか。</p> <p>(2) 指定計画相談支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行われているか。</p> <p>(3) 指定計画相談支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス(福祉サービス等)が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われているか。</p> <p>(4) 指定計画相談支援の事業は、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われているか。</p> <p>(5) 指定特定相談支援事業者は、市町村、障害福祉サービス事業者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めているか。</p> <p>(6) 指定特定相談支援事業者は、自らその提供する指定計画相談支援の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p> | <p>法第51条の24</p> <p>平24厚令28第2条第1項</p> <p>平24厚令28第2条第2項</p> <p>平24厚令28第2条第3項</p> <p>平24厚令28第2条第4項</p> <p>平24厚令28第2条第5項</p> <p>平24厚令28第2条第6項</p> |
| <p>第2 人員に関する基準</p> <p>1 従業者</p> <p>2 管理者</p> | <p>指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所ごとに専らその職務に従事する相談支援専門員(指定計画相談支援の提供に当たる者として平成24年厚生労働省告示第227号「指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」に定めるものをいう。)を置いているか。</p> <p>(ただし、指定計画相談支援の業務に支障がない場合は、当該指定特定相談支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。)</p> <p>指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。</p> | <p>法第51条の24第1項</p> <p>平24厚令28第3条</p> <p>平24厚告227</p> <p>平24厚令28第4条</p> |

| 主眼事項 | 着 眼 点 | 根 拠 法 令 |
|---|--|---|
| <p>第3 運営に関する基準</p> <p>1 内容及び手続の説明及び同意</p> <p>2 契約内容の報告等</p> <p>3 提供拒否の禁止</p> <p>4 サービス提供困難時の対応</p> <p>5 受給資格の確認</p> | <p>(ただし、指定特定相談支援事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定相談支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。)</p> <p>(1) 指定特定相談支援事業者は、計画相談支援対象障害者等が指定計画相談支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込みを行った計画相談支援対象障害者等(利用申込者)に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定計画相談支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 指定特定相談支援事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。</p> <p>(1) 指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援の利用に係る契約をしたときは、その旨を市町村に対し遅滞なく報告しているか。</p> <p>(2) 指定特定相談支援事業者は、サービス等利用計画を作成したときは、その写しを市町村に対し遅滞なく提出しているか。</p> <p>指定特定相談支援事業者は、正当な理由がなく、指定計画相談支援の提供を拒んでいないか。</p> <p>指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定計画相談支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定特定相談支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p> <p>指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証又は地域相談支援受給者証によって、計画相談支援給付費の支給対象者であること、法第5条第22項に規定する厚生労働省令で定める期間、支給決定又は地域相談支援給付決定の有無、支給決定の有効期間又は地域相談支援給付決定の有効期間、支給量又は地域相談支援給付量等を確かめているか。</p> | <p>法第51条の24第2項 平24厚令28第5条第1項</p> <p>平24厚令28第5条第2項</p> <p>平24厚令28第6条第1項</p> <p>平24厚令28第6条第2項</p> <p>平24厚令28第7条</p> <p>平24厚令28第8条</p> <p>平24厚令28第9条</p> |

| 主眼事項 | 着 眼 点 | 根 拠 法 令 |
|----------------------------|--|---|
| 6 支給決定又は地域相談支援給付決定の申請に係る援助 | 指定特定相談支援事業者は、支給決定又は地域相談支援給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間又は地域相談支援給付決定の有効期間の終了に伴う支給決定又は地域相談支援給付決定の申請について、必要な援助を行っているか。 | 平 24 厚令 28 第 10 条 |
| 7 身分を証する書類の携行 | 指定特定相談支援事業者は、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。 | 平 24 厚令 28 第 11 条 |
| 8 計画相談支援給付費の額等の受領 | <p>(1) 指定特定相談支援事業者は、法定代理受領を行わない指定計画相談支援を提供した際は、計画相談支援対象障害者等から当該指定計画相談支援につき法第 51 条の 17 第 2 項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定計画相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定計画相談支援に要した費用の額）の支払を受けているか。</p> <p>(2) 指定特定相談支援事業者は、(1)の支払を受ける額のほか、計画相談支援対象障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅等を訪問して指定計画相談支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を計画相談支援対象障害者等から受けることができるが、支払を受けているか。</p> <p>(3) 指定特定相談支援事業者は、(1)及び(2)の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った計画相談支援対象障害者等に対し交付しているか。</p> <p>(4) 指定特定相談支援事業者は、(2)の交通費については、あらかじめ、計画相談支援対象障害者等に対し、その額について説明を行い、計画相談支援対象障害者等の同意を得ているか。</p> | <p>平 24 厚令 28 第 12 条第 1 項</p> <p>平 24 厚令 28 第 12 条第 2 項</p> <p>平 24 厚令 28 第 12 条第 3 項</p> <p>平 24 厚令 28 第 12 条第 4 項</p> |
| 9 利用者負担額に係る管理 | <p>指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援を提供している計画相談支援対象障害者等が当該指定計画相談支援と同一の月に受けた指定障害福祉サービス等につき法第 29 条第 3 項第 2 号に掲げる額の合計額(利用者負担額合計額)を算定しているか。</p> <p>この場合において、当該指定特定相談支援事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該計画相談支援対象障害者等及び当該計画相談支援対象障害者等に対し指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。</p> | 平 24 厚令 28 第 13 条 |

| 主眼事項 | 着 眼 点 | 根 拠 法 令 |
|----------------------|--|---|
| 10 計画相談支援給付費の額に係る通知等 | <p>(1) 指定特定相談支援事業者は、法定代理受領により指定計画相談支援に係る計画相談支援給付費の支給を受けた場合は、計画相談支援対象障害者等に対し、当該計画相談支援対象障害者等に係る計画相談支援給付費の額を通知しているか。</p> <p>(2) 指定特定相談支援事業者は、8の(1)の法定代理受領を行わない指定計画相談支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定計画相談支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を計画相談支援対象障害者等に対して交付しているか。</p> | <p>平 24 厚令 28 第 14 条第 1 項</p> <p>平 24 厚令 28 第 14 条第 2 項</p> |
| 11 指定計画相談支援の具体的取扱方針 | <p>(1) 指定計画相談支援の方針は、第 1 に規定する基本方針に基づき、次に掲げるところによっているか。</p> <p>① 指定特定相談支援事業所の管理者は、相談支援専門員に基本相談支援に関する業務及びサービス等利用計画の作成に関する業務を担当させているか。</p> <p>② 指定計画相談支援の提供に当たっては、利用者等の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じて行っているか。</p> <p>(2) 指定計画相談支援における指定サービス利用支援の方針は、第 1 に規定する基本方針及び(1)に規定する方針に基づき、次に掲げるところによっているか。</p> <p>① 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の希望等を踏まえて作成するよう努めているか。</p> <p>② 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われるようにしているか。</p> <p>③ 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援に加えて、指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援以外の福祉サービス等、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めてサービス等利用計画上に位置付けるよう努めているか。</p> | <p>平 24 厚令 28 第 15 条第 1 項</p> <p>平 24 厚令 28 第 15 条第 1 項 第 1 号</p> <p>平 24 厚令 28 第 15 条第 2 項 第 2 号</p> <p>平 24 厚令 28 第 15 条第 2 項 第 2 号</p> <p>平 24 厚令 28 第 15 条第 2 項 第 1 号</p> <p>平 24 厚令 28 第 15 条第 2 項 第 2 号</p> <p>平 24 厚令 28 第 15 条第 2 項 第 3 号</p> |

| 主眼事項 | 着 眼 点 | 根 拠 法 令 |
|------|--|---|
| | <p>④ 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成の開始に当たっては、利用者等によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定障害福祉サービス事業者等又は指定一般相談支援事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供しているか。</p> <p>⑤ 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握(アセスメント)を行っているか。</p> <p>⑥ 相談支援専門員は、アセスメントに当たっては、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接しているか。この場合において、相談支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ているか。</p> <p>⑦ 相談支援専門員は、利用者についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項、法第5条第21項に規定する厚生労働省令で定める期間に係る提案等を記載したサービス等利用計画案を作成しているか。</p> <p>⑧ 相談支援専門員は、サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、法第19条第1項に規定する介護給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、当該サービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得ているか。</p> <p>⑨ 相談支援専門員は、サービス等利用計画案を作成した際には、当該サービス等利用計画案を利用者等に交付しているか。</p> | <p>平 24 厚令 28 第 15 条第 2 項 第 4 号</p> <p>平 24 厚令 28 第 15 条第 2 項 第 5 号</p> <p>平 24 厚令 28 第 15 条第 2 項 第 6 号</p> <p>平 24 厚令 28 第 15 条第 2 項 第 7 号</p> <p>平 24 厚令 28 第 15 条第 2 項 第 8 号</p> <p>平 24 厚令 28 第 15 条第 2 項 第 9 号</p> |

| 主眼事項 | 着 眼 点 | 根 拠 法 令 |
|------|--|--|
| | <p>⑩ 相談支援専門員は、支給決定又は地域相談支援給付決定を踏まえてサービス等利用計画案の変更を行い、指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者その他の者との連絡調整等を行うとともに、サービス担当者会議の開催等により、当該サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。</p> | <p>平 24 厚令 28 第 15 条第 2 項 第 10 号</p> |
| | <p>⑪ 相談支援専門員は、サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得ているか。</p> | <p>平 24 厚令 28 第 15 条第 2 項 第 11 号</p> |
| | <p>⑫ 相談支援専門員は、サービス等利用計画を作成した際には、当該サービス等利用計画を利用者等及び担当者に交付しているか。</p> | <p>平 24 厚令 28 第 15 条第 2 項 第 12 号</p> |
| | <p>(3) 指定計画相談支援における指定継続サービス利用支援の方針は、第 1 に規定する基本方針、(1)及び(2)に規定する方針に基づき、次に掲げるところによっているか。</p> | <p>平 24 厚令 28 第 15 条第 3 項</p> |
| | <p>① 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成後、サービス等利用計画の実施状況の把握(モニタリング(利用者についての継続的な評価を含む。))を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定又は地域相談支援給付決定が必要であると認められる場合には、利用者等に対し、支給決定又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨を行っているか。</p> | <p>平 24 厚令 28 第 15 条第 3 項 第 1 号</p> |
| | <p>② 相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、法第 5 条第 21 項に規定する厚生労働省令で定める期間ごとに利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録しているか。</p> | <p>平 24 厚令 28 第 15 条第 3 項 第 2 号</p> |
| | <p>③ (2)の①から⑦まで及び⑩から⑫までの規定は、(3)の①に規定するサービス等利用計画の変更について準用する。</p> | <p>平 24 厚令 28 第 15 条第 3 項 第 3 号</p> |
| | <p>④ 相談支援専門員は、適切な福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が指定障害者支援施設等への入所又は入院を希望する場合には、指定障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行っているか。</p> | <p>平 24 厚令 28 第 15 条第 3 項 第 4 号</p> |

| 主眼事項 | 着 眼 点 | 根 拠 法 令 |
|------------------------------------|---|-------------------------------------|
| | <p>⑤ 相談支援専門員は、指定障害者支援施設、精神科病院等から退所又は退院しようとする利用者又はその家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行っているか。</p> | <p>平 24 厚令 28 第 15 条第 3 項 第 5 号</p> |
| <p>12 利用者等に対するサービス等利用計画等の書類の交付</p> | <p>指定特定相談支援事業者は、利用者等が他の指定特定相談支援事業者の利用を希望する場合その他利用者等から申出があった場合には、当該利用者等に対し、直近のサービス等利用計画及びその実施状況に関する書類を交付しているか。</p> | <p>平 24 厚令 28 第 16 条</p> |
| <p>13 計画相談支援対象障害者等に関する市町村への通知</p> | <p>指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援を受けている計画相談支援対象障害者等が偽りその他不正な行為によって計画相談支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。</p> | <p>平 24 厚令 28 第 17 条</p> |
| <p>14 管理者の責務</p> | <p>(1) 指定特定相談支援事業所の管理者は、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員その他の従業者の管理、指定計画相談支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。</p> | <p>平 24 厚令 28 第 18 条第 1 項</p> |
| | <p>(2) 指定特定相談支援事業所の管理者は、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員その他の従業者に第 1 から 3 の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。</p> | <p>平 24 厚令 28 第 18 条第 2 項</p> |
| <p>15 運営規程</p> | <p>指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 指定計画相談支援の提供方法及び内容並びに計画相談支援対象障害者等から受領する費用及びその額 ⑤ 通常の実施地域 ⑥ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 ⑦ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑧ その他運営に関する重要事項 | <p>平 24 厚令 28 第 19 条</p> |
| <p>16 勤務体制の確保等</p> | <p>(1) 指定特定相談支援事業者は、利用者等に対し、適切な指定計画相談支援を提供できるよう、指定特定相談支援事業所ごとに、相談支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めているか。</p> | <p>平 24 厚令 28 第 20 条第 1 項</p> |

| 主眼事項 | 着 眼 点 | 根 拠 法 令 |
|------------|---|---|
| 17 設備及び備品等 | <p>(2) 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所ごとに、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員に指定計画相談支援の業務を担当させているか。 ただし、相談支援専門員の補助の業務については、この限りでない。</p> <p>(3) 指定特定相談支援事業者は、相談支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</p> <p>指定特定相談支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定計画相談支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。</p> | <p>平 24 厚令 28 第 20 条第 2 項</p> <p>平 24 厚令 28 第 20 条第 3 項</p> <p>平 24 厚令 28 第 21 条</p> |
| 18 衛生管理等 | <p>(1) 指定特定相談支援事業者は、従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。</p> <p>(2) 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。</p> | <p>平 24 厚令 28 第 22 条第 1 項</p> <p>平 24 厚令 28 第 22 条第 2 項</p> |
| 19 掲示等 | <p>(1) 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、基本相談支援及び計画相談支援の実施状況、相談支援専門員の有する資格、経験年数及び勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p> | <p>平 24 厚令 28 第 23 条第 1 項</p> |
| 20 秘密保持等 | <p>(2) 指定特定相談支援事業者は、(1)に規定する重要事項の公表に努めているか。</p> <p>(1) 指定特定相談支援事業所の従業員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定特定相談支援事業者は、従業員及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定特定相談支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。</p> | <p>平 24 厚令 28 第 24 項第 2 項</p> <p>平 24 厚令 28 第 24 条第 1 項</p> <p>平 24 厚令 28 第 24 条第 2 項</p> <p>平 24 厚令 28 第 24 条第 3 項</p> |

| 主眼事項 | 着 眼 点 | 根 拠 法 令 |
|----------------------------|---|---|
| 21 広告 | <p>指定特定相談支援事業者は、当該指定特定相談支援事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないか。</p> | 平 24 厚令 28 第 25 条 |
| 22 障害福祉サービス事業者等からの利益収受等の禁止 | <p>(1) 指定特定相談支援事業者及び指定特定相談支援事業所の管理者は、サービス等利用計画の作成又は変更に関し、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行っていないか。</p> <p>(2) 指定特定相談支援事業所の相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成又は変更に関し、利用者等に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行っていないか。</p> <p>(3) 指定特定相談支援事業者及びその従業者は、サービス等利用計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用させることの対償として、当該福祉サービス等の事業を行う者等から金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p> | <p>平 24 厚令 28 第 26 条第 1 項</p> <p>平 24 厚令 28 第 26 条第 2 項</p> <p>平 24 厚令 28 第 26 条第 3 項</p> |
| 23 苦情解決 | <p>(1) 指定特定相談支援事業者は、その提供した指定計画相談支援又はサービス等利用計画に位置付けた福祉サービス等に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定特定相談支援事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>(3) 指定特定相談支援事業者は、その提供した指定計画相談支援に関し、法第 10 条第 1 項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定特定相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> | <p>平 24 厚令 28 第 27 条第 1 項</p> <p>平 24 厚令 28 第 27 条第 2 項</p> <p>平 24 厚令 28 第 27 条第 3 項</p> |

| 主眼事項 | 着 眼 点 | 根 拠 法 令 |
|-----------------|---|---------------------------|
| 24 事故発生時の 対応 | (4) 指定特定相談支援事業者は、その提供した指定計画相談支援に関し、法第 11 条第 2 項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定計画相談支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 平 24 厚令 28 第 27 条第 4 項 |
| | (5) 指定特定相談支援事業者は、その提供した指定計画相談支援に関し、法第 51 条の 27 第 2 項の規定により市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定特定相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 平 24 厚令 28 第 27 条第 5 項 |
| | (6) 指定特定相談支援事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。 | 平 24 厚令 28 第 27 条第 6 項 |
| | (7) 指定特定相談支援事業者は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあつせんにできる限り協力しているか。 | 平 24 厚令 28 第 27 条第 7 項 |
| | (1) 指定特定相談支援事業者は、利用者等に対する指定計画相談支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 | 平 24 厚令 28 第 28 条第 1 項 |
| | (2) 指定特定相談支援事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。 | 平 24 厚令 28 第 28 条第 2 項 |
| | (3) 指定特定相談支援事業者は、利用者等に対する指定計画相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。 | 平 24 厚令 28 第 28 条第 3 項 |
| 25 会計の区分 | 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定計画相談支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。 | 平 24 厚令 28 第 29 条 |

| 主眼事項 | 着 眼 点 | 根 拠 法 令 |
|---------------------------------|---|---|
| 26 記録の整備 | <p>(1) 指定特定相談支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>(2) 指定特定相談支援事業者は、利用者等に対する指定計画相談支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定計画相談支援を提供した日から5年間保存しているか。</p> <p>① 福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録</p> <p>② 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した相談支援台帳 ア サービス等利用計画案及びサービス等利用計画 イ アセスメントの記録 ウ サービス担当者会議等の記録 エ モニタリングの結果の記録</p> <p>③ 計画相談支援対象障害者等に関する市町村への通知に係る記録</p> <p>④ 苦情の内容等の記録</p> <p>⑤ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> | <p>平 24 厚令 28 第 30 条第 1 項</p> <p>平 24 厚令 28 第 30 条第 2 項</p> |
| 第 4 変更の届出等 | <p>(1) 指定特定相談支援事業者は、当該指定に係る特定相談支援事業所の名称及び所在地その他障害者総合支援法施行規則第 34 条の 60 で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定計画相談支援の事業を再開したときは、10 日以内に、その旨を市町村長に届け出ているか。</p> <p>(2) 指定特定相談支援事業者は、当該指定計画相談支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の 1 月前までに、その旨を市町村長に届け出ているか。</p> | <p>法第 51 条の 25 第 3 項 施行規則第 34 条の 60</p> <p>法第 51 条の 25 第 4 項 施行規則第 34 条の 60</p> |
| 第 5 計画相談支援給付費の算定及び取扱い 1 基本事項 | <p>(1) 指定計画相談支援に要する費用の額は、平成 24 年厚生労働省告示第 125 号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準」の別表計画相談支援給付費単位数表により算定する単位数に平成 18 年厚生労働省告示第 539 号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて算定しているか。</p> <p>(ただし、その額が現に当該指定計画相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域計画支援に要した費用の額となっているか。)</p> | <p>法第 51 条の 17 第 2 項</p> <p>平 24 厚告 125 の一 平 18 厚告 539</p> <p>法第 51 条の 17 第 2 項</p> |

| 主眼事項 | 着 眼 点 | 根 拠 法 令 |
|---|--|--|
| <p>2 計画相談支援費</p> <p>(1) サービス利用支援費</p> <p>(2) 継続サービス利用支援費</p> <p>(3) その他</p> | <p>(2) (1)の規定により指定計画相談支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p> <p>サービス利用支援費は、指定特定相談支援事業者が、計画相談支援対象障害者等に対して指定サービス利用支援を行った場合に、1月につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>継続サービス利用支援費は、指定特定相談支援事業者が計画相談支援対象障害者等に対して指定継続サービス利用支援を行った場合に、1月につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>① 指定特定相談支援事業者が、第3の11の(2)の⑥(第3の11の(3)の③において準用する場合を含む)、⑧、⑨若しくは⑩から⑫まで(第3の11の(3)の③において準用する場合を含む)又は第3の11の(3)の②に定める基準を満たさないで指定計画相談支援を行った場合には、所定単位数を算定していないか。</p> <p>② 指定特定相談支援事業者が、障害児相談支援対象保護者に対して指定計画相談支援を行った場合には、所定単位数を算定していないか。</p> <p>③ 指定特定相談支援事業者が、同一の月において、同一の計画相談支援対象障害者等に対して指定継続サービス利用支援を行った後に、指定サービス利用支援を行った場合には、継続サービス利用支援費に係る所定単位数を算定していないか。</p> <p>④ 相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等であって、介護保険法第7条第1項に規定する要介護状態区分が要介護1又は要介護2のものに対して、同法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、居宅介護支援費重複減算(I)として、1月につき705単位を所定単位数から減算しているか。</p> <p>⑤ 相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等であって、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5のものに対して、指定居宅介護支援と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、居宅介護支援費重複減算(II)として、1月につき1,007単位を所定単位数から減算しているか。</p> | <p>平24厚告125の二</p> <p>平24厚告125別表の1の注1</p> <p>平24厚告125別表の1の注2</p> <p>平24厚告125別表の1の注3</p> <p>平24厚告125別表の1の注4</p> <p>平24厚告125別表の1の注5</p> <p>平24厚告125別表の1の注6</p> <p>平24厚告125別表の1の注7</p> |

| 主眼事項 | 着 眼 点 | 根 拠 法 令 |
|--|--|------------------------|
| <p>3 利用者負担上限額管理加算</p> <p>4 特定事業所加算</p> | <p>⑥ 相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等であって、かつ、介護保険法第7条第2項に規定する要支援状態区分が要支援1又は要支援2のものに対して、同法第58条第1項に規定する指定介護予防支援と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、介護予防支援費重複減算として、1月につき112単位を所定単位数から減算しているか。</p> | <p>平24厚告125別表の1の注8</p> |
| | <p>⑦ 平成21年厚生労働省告示第176号「厚生労働大臣が定める地域」に定める地域に居住している利用者に対して、指定計画相談支援を行った場合（①及び②に定める場合を除く。）に、特別地域加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p> | <p>平24厚告125別表の1の注9</p> |
| | <p>指定特定相談支援事業者が、第3の9に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。</p> | <p>平24厚告125別表の2の注</p> |
| | <p>平成27年厚生労働省告示第180号「厚生労働大臣が定める基準」に定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所は、1月につき所定単位数を加算しているか。</p> | <p>平24厚告125別表の3の注</p> |

主眼事項及び着眼点（指定障害児相談支援）

| 主眼事項 | 着 眼 点 | 根 拠 法 令 |
|---------------------------------|--|---|
| <p>第1 基本方針</p> | <p>(1) 指定障害児相談支援の事業は、障害児又は障害児の保護者(障害児等)の意思及び人格を尊重し、常に当該障害児等の立場に立って行われているか。</p> <p>(2) 指定障害児相談支援の事業は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行われているか。</p> <p>(3) 指定障害児相談支援の事業は、障害児の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、障害児等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、教育等のサービス(福祉サービス等)が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われているか。</p> <p>(4) 指定障害児相談支援の事業は、当該障害児等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害児通所支援事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われているか。</p> <p>(5) 指定障害児相談支援事業者は、市町村、障害児通所支援事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めているか。</p> <p>(6) 指定障害児相談支援事業者は、自らその提供する指定障害児相談支援の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p> | <p>法第24条の31</p> <p>平24厚令29第2条第1項</p> <p>平24厚令29第2条第2項</p> <p>平24厚令29第2条第3項</p> <p>平24厚令29第2条第4項</p> <p>平24厚令29第2条第5項</p> <p>平24厚令29第2条第6項</p> |
| <p>第2 人員に関する基準</p> <p>1 従業者</p> | <p>指定障害児相談支援事業者は、当該指定に係る障害児相談支援事業所(指定障害児相談支援事業所)ごとに専らその職務に従事する相談支援専門員(指定障害児相談支援の提供に当たる者として平成24年厚生労働省告示第225号「指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」に定める者)を置いているか。(ただし、指定障害児相談支援の業務に支障がない場合は、当該指定障害児相談支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。)</p> | <p>法第24条の31第1項</p> <p>平24厚令29第3条</p> <p>平24厚告225</p> |

| 主眼事項 | 着 眼 点 | 根 拠 法 令 |
|-----------------|---|--|
| 2 管理者 | <p>指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。(ただし、指定障害児相談支援事業所の管理上支障がない場合は、当該指定障害児相談支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。)</p> | 平 24 厚 令 29 第 4 条 |
| 第 3 運営に関する基準 | | 法第 24 条の 31 第 2 項 |
| 1 内容及び手続の説明及び同意 | <p>(1) 指定障害児相談支援事業者は、障害児相談支援対象保護者が指定障害児相談支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込みを行った障害児相談支援対象保護者(利用申込者)に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定障害児相談支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p> | 平 24 厚 令 29 第 5 条第 1 項 |
| | <p>(2) 指定障害児相談支援事業者は、社会福祉法第 77 条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。</p> | 平 24 厚 令 29 第 5 条第 2 項 |
| 2 契約内容の報告等 | <p>(1) 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援の利用に係る契約をしたときは、その旨を市町村に対し遅滞なく報告しているか。</p> <p>(2) 指定障害児相談支援事業者は、障害児支援利用計画を作成したときは、その写しを市町村に対し遅滞なく提出しているか。</p> | 平 24 厚 令 29 第 6 条第 1 項 平 24 厚 令 29 第 6 条第 2 項 |
| 3 提供拒否の禁止 | <p>指定障害児相談支援事業者は、正当な理由がなく、指定障害児相談支援の提供を拒んでいないか。</p> | 平 24 厚 令 29 第 7 条 |
| 4 サービス提供困難時の対応 | <p>指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者及び利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定障害児相談支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定障害児相談支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p> | 平 24 厚 令 29 第 8 条 |

| 主眼事項 | 着 眼 点 | 根 拠 法 令 |
|--------------------|--|---|
| 5 受給資格の確認 | 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援の提供を求められた場合は、その者の提示する通所受給者証によって、障害児相談支援給付費の支給対象者であること、法第6条の2第8項に規定する児童福祉法施行規則で定める期間、通所給付決定の有無、通所給付決定の有効期間、支給量等を確認しているか。 | 平 24 厚令 29 第 9 条 規則第 1 条の 2 の 5 |
| 6 通所給付決定の申請に係る援助 | 指定障害児相談支援事業者は、通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う通所給付決定の申請について、必要な援助を行っているか。 | 平 24 厚令 29 第 10 条 |
| 7 身分を証する書類の携行 | 指定障害児相談支援事業者は、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。 | 平 24 厚令 29 第 11 条 |
| 8 障害児相談支援給付費の額等の受領 | <p>(1) 指定障害児相談支援事業者は、法定代理受領を行わない指定障害児相談支援を提供した際は、障害児相談支援対象保護者から当該指定障害児相談支援につき平成 24 年厚生労働省告示第 126 号「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準」により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害児相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定障害児相談支援に要した費用の額）の支払を受けているか。</p> <p>(2) 指定障害児相談支援事業者は、(1)の支払を受ける額のほか、障害児相談支援対象保護者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定障害児相談支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を障害児相談支援対象保護者から受けているか。</p> <p>(3) 指定障害児相談支援事業者は、(1)及び(2)の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った障害児相談支援対象保護者に対し交付しているか。</p> <p>(4) 指定障害児相談支援事業者は、(2)の交通費については、あらかじめ、障害児相談支援対象保護者に対し、その額について説明を行い、障害児相談支援対象障害者の同意を得ているか。</p> | <p>平 24 厚令 29 第 12 条第 1 項 平 24 厚告 126</p> <p>平 24 厚令 29 第 12 条第 2 項</p> <p>平 24 厚令 29 第 12 条第 3 項</p> <p>平 24 厚令 29 第 12 条第 4 項</p> |

| 主眼事項 | 着 眼 点 | 根 拠 法 令 |
|-----------------------|--|--|
| 9 利用者負担額に係る管理 | <p>指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援を提供している障害児相談支援対象保護者に係る障害児が当該指定障害児相談支援と同一の月に受けた指定通所支援につき法第 21 条の 5 の 3 第 2 項第 2 号に掲げる当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して児童福祉法施行令で定める額の合計額(利用者負担額合計額)を算定しているか。</p> <p>この場合において、当該指定障害児相談支援事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該障害児相談支援対象保護者及び当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児に対し指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者に通知しているか。</p> | 平 24 厚令 29 第 13 条 施行令第 24 条 |
| 10 障害児相談支援給付費の額に係る通知等 | <p>(1) 指定障害児相談支援事業者は、法定代理受領により指定障害児相談支援に係る障害児相談支援給付費の支給を受けた場合は、障害児相談支援対象保護者に対し、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児相談支援給付費の額を通知しているか。</p> <p>(2) 指定障害児相談支援事業者は、法定代理受領を行わない指定障害児相談支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定障害児相談支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を障害児相談支援対象保護者に対して交付しているか。</p> | <p>平 24 厚令 29 第 14 条第 1 項</p> <p>平 24 厚令 29 第 14 条第 2 項</p> |
| 11 指定障害児相談支援の具体的取扱方針 | <p>(1) 指定障害児相談支援の方針は、第 1 に規定する基本方針に基づき、次に掲げるところによっているか。</p> <p>① 指定障害児相談支援事業所の管理者は、相談支援専門員に障害児支援利用計画の作成に関する業務を担当させているか。</p> <p>② 指定障害児相談支援の提供に当たっては、障害児等の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、障害児又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する障害児の家族による支援等適切な手法を通じて行っているか。</p> <p>(2) 指定障害児相談支援における指定障害児支援利用援助の方針は、第 1 に規定する基本方針及び(1)に規定する方針に基づき、次に掲げるところによっているか。</p> <p>① 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、障害児等の希望等を踏まえて作成するよう努めているか。</p> | <p>平 24 厚令 29 第 15 条第 1 項</p> <p>平 24 厚令 29 第 15 条第 1 項第 1 号</p> <p>平 24 厚令 29 第 15 条第 1 項第 2 号</p> <p>平 24 厚令 29 第 15 条第 2 項</p> <p>平 24 厚令 29 第 15 条第 2 項第 1 号</p> |

| 主眼事項 | 着 眼 点 | 根 拠 法 令 |
|------|---|--|
| | <p>② 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、障害児の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、障害児の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われるようにしているか。</p> <p>③ 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、障害児の日常生活全般を支援する観点から、指定通所支援に加えて、指定通所支援以外の福祉サービス等、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて障害児支援利用計画上に位置付けるよう努めているか。</p> <p>④ 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成の開始に当たっては、障害児等によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定障害児通所支援事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に障害児又はその家族に対して提供しているか。</p> <p>⑤ 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて障害児の希望する生活や障害児が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握(アセスメント)を行っているか。</p> <p>⑥ 相談支援専門員は、アセスメントに当たっては、障害児の居宅を訪問し、障害児及びその家族に面接しているか。この場合において、相談支援専門員は、面接の趣旨を障害児及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ているか。</p> <p>⑦ 相談支援専門員は、障害児についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定通所支援が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、障害児及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項、法第6条の2第8項に規定する児童福祉法施行規則で定める期間で定める期間に係る提案等を記載した障害児支援利用計画案を作成しているか。</p> | <p>平 24 厚令 29 第 15 条第 2 項 第 2 号</p> <p>平 24 厚令 29 第 15 条第 2 項 第 3 号</p> <p>平 24 厚令 29 第 15 条第 2 項 第 4 号</p> <p>平 24 厚令 29 第 15 条第 2 項 第 5 号</p> <p>平 24 厚令 29 第 15 条第 2 項 第 6 号</p> <p>平 24 厚令 29 第 15 条第 2 項 第 7 号 規則第 1 条の 2 の 5</p> |

| 主眼事項 | 着 眼 点 | 根 拠 法 令 |
|------|---|---|
| | <p>⑧ 相談支援専門員は、障害児支援利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、障害児通所給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、当該障害児支援利用計画案の内容について、障害児及びその家族に対して説明し、文書により障害児等の同意を得ているか。</p> <p>⑨ 相談支援専門員は、障害児支援利用計画案を作成した際には、当該障害児支援利用計画案を障害児等に交付しているか。</p> <p>⑩ 相談支援専門員は、通所給付決定を踏まえて障害児支援利用計画案の変更を行い、指定障害児通所支援事業者等その他の者との連絡調整等を行うとともに、サービス担当者会議の開催等により、当該障害児支援利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。</p> <p>⑪ 相談支援専門員は、サービス担当者会議を踏まえた障害児支援利用計画案の内容について、障害児又はその家族に対して説明し、文書により障害児等の同意を得ているか。</p> <p>⑫ 相談支援専門員は、障害児支援利用計画を作成した際には、当該障害児支援利用計画を障害児等及び担当者に交付しているか。</p> <p>(3) 指定障害児相談支援における指定継続障害児支援利用援助の方針は、第1に規定する基本方針、(1)及び(2)に規定する方針に基づき、次に掲げるところによっているか。</p> <p>① 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成後、障害児支援利用計画の実施状況の把握(モニタリング)を行い、必要に応じて障害児支援利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな通所給付決定が必要であると認められる場合には、障害児等に対し、通所給付決定に係る申請の勧奨を行っているか。</p> <p>② 相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、障害児及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、法第6条の2第8項に規定する児童福祉法施行規則で定める期間で定める期間ごとに障害児の居宅を訪問し、障害児等に面接するほか、その結果を記録しているか。</p> <p>③ (2)の①から⑦まで及び⑩から⑫までの規定は、(3)の①に規定する障害児支援利用計画の変更について準用する。</p> | <p>平 24 厚令 29 第 15 条第 2 項 第 8 号</p> <p>平 24 厚令 29 第 15 条第 2 項 第 9 号</p> <p>平 24 厚令 29 第 15 条第 2 項 第 10 号</p> <p>平 24 厚令 29 第 15 条第 2 項 第 11 号</p> <p>平 24 厚令 29 第 15 条第 2 項 第 12 号</p> <p>平 24 厚令 29 第 15 条第 3 項</p> <p>平 24 厚令 29 第 15 条第 3 項 第 1 号</p> <p>平 24 厚令 29 第 15 条第 3 項 第 2 号 規則第 1 条の 2 の 5</p> <p>平 24 厚令 29 第 15 条第 3 項 第 3 号</p> |

| 主眼事項 | 着 眼 点 | 根 拠 法 令 |
|-----------------------------|---|--|
| 12 障害児等に対する障害児支援利用計画等の書類の交付 | <p>④ 相談支援専門員は、適切な福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供された場合においても、障害児がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は障害児等が指定障害児入所施設等への入所又は入院を希望する場合には、指定障害児入所施設等への紹介その他の便宜の提供を行っているか。</p> <p>⑤ 相談支援専門員は、指定障害児入所施設等から退所又は退院しようとする障害児又はその家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行っているか。</p> <p>指定障害児相談支援事業者は、障害児等が他の指定障害児相談支援事業者の利用を希望する場合その他障害児等から申出があった場合には、当該障害児等に対し、直近の障害児支援利用計画及びその実施状況に関する書類を交付しているか。</p> | <p>平 24 厚令 29 第 15 条第 3 項第 4 号</p> <p>平 24 厚令 29 第 15 条第 3 項第 5 号</p> <p>平 24 厚令 29 第 16 条</p> |
| 13 障害児相談支援対象保護者に関する市町村への通知 | <p>指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援を受けている障害児相談支援対象保護者が偽りその他不正な行為によって障害児相談支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。</p> | <p>平 24 厚令 29 第 17 条</p> |
| 14 管理者の責務 | <p>(1) 指定障害児相談支援事業所の管理者は、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員その他の従業者の管理、指定障害児相談支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。</p> <p>(2) 指定障害児相談支援事業所の管理者は、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員その他の従業者に平成 24 年厚生労働省令第 29 号第 2 章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。</p> | <p>平 24 厚令 29 第 18 条第 1 項</p> <p>平 24 厚令 29 第 18 条第 2 項</p> |
| 15 運営規程 | <p>指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。</p> <p>① 事業の目的及び運営の方針</p> <p>② 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>③ 営業日及び営業時間</p> <p>④ 指定障害児相談支援の提供方法及び内容並びに障害児相談支援対象保護者から受領する費用及びその額</p> <p>⑤ 通常の事業の実施地域</p> <p>⑥ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類</p> | <p>平 24 厚令 29 第 19 条</p> |

| 主眼事項 | 着 眼 点 | 根 拠 法 令 |
|-------------|---|---|
| 16 勤務体制の確保等 | <p>⑦ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑧ その他運営に関する重要事項</p> <p>(1) 指定障害児相談支援事業者は、障害児等に対し、適切な指定障害児相談支援を提供できるよう、指定障害児相談支援事業所ごとに、相談支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めているか。</p> <p>(2) 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所ごとに、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員に指定障害児相談支援の業務を担当させているか。(ただし、相談支援専門員の補助の業務については、この限りでない。)</p> <p>(3) 指定障害児相談支援事業者は、相談支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</p> | <p>平 24 厚令 29 第 20 条第 1 項</p> <p>平 24 厚令 29 第 20 条第 2 項</p> <p>平 24 厚令 29 第 20 条第 3 項</p> |
| 17 設備及び備品等 | <p>指定障害児相談支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定障害児相談支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。</p> | <p>平 24 厚令 29 第 21 条</p> |
| 18 衛生管理等 | <p>(1) 指定障害児相談支援事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。</p> <p>(2) 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。</p> | <p>平 24 厚令 29 第 22 条第 1 項</p> <p>平 24 厚令 29 第 22 条第 2 項</p> |
| 19 掲示等 | <p>(1) 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、障害児相談支援の実施状況、相談支援専門員の有する資格、経験年数及び勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p> <p>(2) 指定障害児相談支援事業者は、(1)に規定する重要事項の公表に努めているか。</p> | <p>平 24 厚令 29 第 23 条第 1 項</p> <p>平 24 厚令 29 第 23 条第 2 項</p> |
| 20 秘密保持等 | <p>(1) 指定障害児相談支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定障害児相談支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。</p> | <p>平 24 厚令 29 第 24 条第 1 項</p> <p>平 24 厚令 29 第 24 条第 2 項</p> |

| 主眼事項 | 着 眼 点 | 根 拠 法 令 |
|-----------------------------|--|---|
| 21 広告 | <p>(3) 指定障害児相談支援事業者は、サービス担当者会議等において、障害児又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ているか。</p> <p>指定障害児相談支援事業者は、当該指定障害児相談支援事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないか。</p> | <p>平 24 厚令 29 第 24 条第 3 項</p> <p>平 24 厚令 29 第 25 条</p> |
| 22 指定障害児通所支援事業者等からの利益收受等の禁止 | <p>(1) 指定障害児相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業所の管理者は、障害児支援利用計画の作成又は変更に関し、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行っていないか。</p> <p>(2) 指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成又は変更に関し、障害児等に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行っていないか。</p> <p>(3) 指定障害児相談支援事業者及びその従業者は、障害児支援利用計画の作成又は変更に関し、障害児に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用させることの対償として、当該福祉サービス等の事業を行う者等から金品その他の財産上の利益を收受していないか。</p> | <p>平 24 厚令 29 第 26 条第 1 項</p> <p>平 24 厚令 29 第 26 条第 2 項</p> <p>平 24 厚令 29 第 26 条第 3 項</p> |
| 23 苦情解決 | <p>(1) 指定障害児相談支援事業者は、その提供した指定障害児相談支援又は障害児支援利用計画に位置付けた福祉サービス等に関する障害児又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定障害児相談支援事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> | <p>平 24 厚令 29 第 27 条第 1 項</p> <p>平 24 厚令 29 第 27 条第 2 項</p> |

| 主眼事項 | 着 眼 点 | 根 拠 法 令 |
|-----------------|---|---------------------------|
| 24 事故発生時の 対応 | <p>(3) 指定障害児相談支援事業者は、その提供した指定障害児相談支援に関し、法第 24 条の 34 第 1 項の規定により市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害児相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又はその家族からの苦情に関して市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> | 平 24 厚令 29 第 27 条第 3 項 |
| | <p>(4) 指定障害児相談支援事業者は、その提供した指定障害児相談支援に関し、法第 57 条の 3 の 2 第 1 項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害児相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> | 平 24 厚令 29 第 27 条第 4 項 |
| | <p>(5) 指定障害児相談支援事業者は、その提供した指定障害児相談支援に関し、法第 57 条の 3 の 3 第 3 項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定障害児相談支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び障害児又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> | 平 24 厚令 29 第 27 条第 5 項 |
| | <p>(6) 指定障害児相談支援事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を都道府県知事又は市町村長に報告しているか。</p> | 平 24 厚令 29 第 27 条第 6 項 |
| | <p>(7) 指定障害児相談支援事業者は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあつせんのできる限り協力しているか。</p> | 平 24 厚令 29 第 27 条第 7 項 |
| | <p>(1) 指定障害児相談支援事業者は、障害児等に対する指定障害児相談支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p> | 平 24 厚令 29 第 28 条第 1 項 |

| 主眼事項 | 着 眼 点 | 根 拠 法 令 |
|------------|---|---|
| 25 会計の区分 | <p>(2) 指定障害児相談支援事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。</p> <p>(3) 指定障害児相談支援事業者は、障害児等に対する指定障害児相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p> <p>指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定障害児相談支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。</p> | <p>平 24 厚令 29 第 28 条第 2 項</p> <p>平 24 厚令 29 第 28 条第 3 項</p> <p>平 24 厚令 29 第 29 条</p> |
| 26 記録の整備 | <p>(1) 指定障害児相談支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>(2) 指定障害児相談支援事業者は、障害児等に対する指定障害児相談支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定障害児相談支援を提供した日から5年間保存しているか。</p> <p>① 福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録</p> <p>② 個々の障害児ごとに次に掲げる事項を記載した相談支援台帳 イ 障害児支援利用計画案及び障害児支援利用計画 ロ アセスメントの記録 ハ サービス担当者会議等の記録 ニ モニタリングの結果の記録</p> <p>③ 市町村への通知に係る記録</p> <p>④ 苦情の内容等の記録</p> <p>⑤ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> | <p>平 24 厚令 29 第 30 条第 1 項</p> <p>平 24 厚令 29 第 30 条第 2 項</p> |
| 第 4 変更の届出等 | <p>(1) 指定障害児相談支援事業者は、当該指定に係る障害児相談支援事業所の名称及び所在地その他児童福祉法施行規則で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定障害児相談支援の事業を再開したときは、同施行規則で定めるところにより、10日以内に、その旨を市町村長に届け出ているか。</p> <p>(2) 指定障害児相談支援事業者は、当該指定障害児相談支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは児童福祉法施行規則で定めるところにより、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を市町村長に届け出ているか。</p> | <p>法第 24 条の 32 第 1 項 施行規則第 25 条の 26 の 7 第 1 項～第 2 項</p> <p>法第 24 条の 32 第 2 項 施行規則第 25 条の 26 の 7 第 3 項</p> |

| 主眼事項 | 着 眼 点 | 根 拠 法 令 |
|---|---|---|
| <p>第5 障害児相談支援給付費の算定及び取扱い</p> <p>1 基本事項</p> <p>2 障害児相談支援費</p> <p>(1) 障害児支援利用援助費</p> <p>(2) 継続障害児支援利用援助費</p> <p>(3) その他</p> <p>3 利用者負担上限額管理加算</p> | <p>(1) 指定障害児相談支援に要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第126号の別表「障害児相談支援給付費単位数表」により算定する単位数に平成24年厚生労働省告示第128号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」を乗じて算定しているか。</p> <p>(2) (1)の規定により指定障害児相談支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p> <p>障害児支援利用援助費は、指定障害児相談支援事業者が、障害児相談支援対象保護者に対して指定障害児支援利用援助を行った場合に、1月につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>継続障害児支援利用援助費は、指定障害児相談支援事業者が障害児相談支援対象保護者に対して指定継続障害児支援利用援助を行った場合に、1月につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>① 指定障害児相談支援事業者が、第3の11の(2)の⑥(第3の11の(3)の③において準用する場合を含む)、⑧、⑨若しくは⑩から⑫まで(第3の11の(3)の③において準用する場合を含む)又は第3の11の(3)の②に定める基準を満たさないで指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を行った場合には、所定単位数を算定していないか。</p> <p>② 指定障害児相談支援事業者が、同一の月において、同一の障害児相談支援対象保護者に対して指定継続障害児支援利用援助を行った後に、指定障害児支援利用援助を行った場合には、継続障害児支援利用援助費に係る所定単位数を算定していないか。</p> <p>③ 平成24年厚生労働省告示第233号「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める地域」に居住している利用者に対して、指定障害児相談支援を行った場合(①に定める場合を除く。)に、特別地域加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>指定障害児相談支援事業者が、利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。</p> | <p>法第24条の26第2項</p> <p>平24厚告126の一 平24厚告128</p> <p>平24厚告126の二</p> <p>平24厚告126別表の1の注1</p> <p>平24厚告126別表の1の注2</p> <p>平24厚告126別表の1の注3</p> <p>平24厚告126別表の1の注4</p> <p>平24厚告126別表の1の注5 平24厚告233</p> <p>平24厚告126別表の2の注</p> |

| 主眼事項 | 着 眼 点 | 根 拠 法 令 |
|-----------|---|--|
| 4 初回加算 | <p>指定障害児相談支援事業者において、新規に障害児支援利用計画を作成する障害児相談支援対象保護者に対して、指定障害児支援利用援助を行った場合その他平成 27 年厚生労働省告示第 181 号「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準」の一に適合する場合は、1 月につき所定単位数を加算しているか。</p> | <p>平 24 厚告 126 別表の 3 の注 平 27 厚告 181 の一</p> |
| 5 特定事業所加算 | <p>平成 27 年厚生労働省告示第 181 号「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準」の二に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所は、1 月につき所定単位数を加算しているか。</p> | <p>平 24 厚告 126 別表の 4 の注 平 27 厚告 181 の二</p> |

相談支援に関するQ&A（平成29年3月31日）

【目次】

| | |
|--|----|
| 1. 指定基準関係 | 3 |
| (1) 設備基準 | |
| (2) 受給資格の確認 | |
| (3) 取扱件数 | |
| (4) 補助の業務 | |
| (5) アセスメント | |
| 2. 指定事務関係 | 5 |
| (1) 指定に当たっての基本的な考え方 | |
| (2) その他留意事項 | |
| (3) 指定権者 | |
| (4) 独自条件の付加 | |
| (5) 相談支援専門員 | |
| 3. 支給決定通知・事務処理要領 | 8 |
| (1) 様式 | |
| (2) 受給者証 | |
| (3) 申請窓口 | |
| (4) 基本相談支援 | |
| (5) 対象者 | |
| (6) 支給決定プロセス | |
| (7) モニタリング | |
| (8) セルフプラン | |
| 4. 報酬関係 | 15 |
| (1) 請求のタイミング | |
| (2) 障害児相談支援対象保護者に指定計画相談支援を行う場合 | |
| (3) 介護保険の対象者の場合 | |
| (4) 申請却下の場合 | |
| (5) 利用者が死亡した場合 | |
| (6) 継続サービス利用支援費 | |
| (7) 契約変更した場合 | |
| (8) 計画相談支援給付費の算定の考え方 | |
| (9) 同一の月に指定サービス利用支援を複数回行う場合 | |
| (10) 同一の月に指定継続サービス利用支援を複数回行う場合 | |
| (11) 指定継続サービス利用支援を行った結果指定サービス利用支援を行う場合 | |
| (12) 同一の月に指定継続サービス利用支援と指定サービス利用支援を行う場合 | |
| (13) 契約変更した場合 | |
| (14) 転出・転入 | |

- (15) 障害児から障害者へ切り替わる際の手配
- (16) 特定事業所加算
- (17) 障害児相談支援における初回加算

5. その他・・ 23

- (1) 基幹相談支援センター
- (2) 指定管理

1. 指定基準関係

(1) 設備基準

問1 指定相談支援事業所の相談室と、併設される障害福祉サービス事業所や障害児通所支援事業所の相談室を兼用することは可能か。

(答)

- 指定相談支援事業所及び併設される障害福祉サービス事業所・障害児通所支援事業所の運営に支障がない場合は、兼用して差し支えない。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問1)

(2) 受給資格の確認

問2 指定基準において、受給者証により計画相談支援及び障害児相談支援の支給対象者であること等を確認することとされているが、サービス等利用計画案等の作成時点においては、受給者証が交付されていないため、不可能ではないか。

(答)

- 当該規定は、支給決定後に、指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の提供を求められた際の受給資格の確認について規定しているものである。

なお、サービス等利用計画案等の作成時点においては、市町村が通知する計画作成依頼書により市町村から依頼を受けた対象者であることを確認する。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問2)

(3) 取扱件数

問3 1人の相談支援専門員が受け持つ件数や人数に制限はないのか。

(答)

- 利用者の状況等により必要となるモニタリングの頻度が異なることから、1人の相談支援専門員が受け持つ件数や人数に制限は設けていないが、1人の相談支援専門員が適切に対応できる件数や人数とすること。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問3 一部修正)

(4) 補助の業務

問4 サービス等利用計画の作成については、厚生労働省令において「管理者は、相談支援専門員に基本相談支援に関する業務及びサービス等利用計画の作成に関する業務を担当させるものとする。」と定められているが、相談支援専門員の資格を有していない補助職員が計画を作成し、相談支援専門員が管理監督した計画を利用者に交付することは可能か。可能であれば、計画作成担当者は、補助職員となるのか、相談支援専門員となるのか。

(答)

- サービス等利用計画を作成するのは、相談支援専門員である。補助職員は相談支援専門員の指示の下に補助的業務を行うものである。なお、必ず相談支援専門員が自ら行わなければならない業務は、
- ・ 居宅等への訪問による利用者等に対するアセスメントの実施
 - ・ 利用者等へのサービス等利用計画案やサービス等利用計画等の説明
 - ・ サービス担当者会議におけるサービス担当者への質問・意見の聴取
- である。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問4 一部修正)

(5) アセスメント

問5 児童福祉法に基づく障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準において、障害児支援利用計画を作成する際の留意点として「相談支援専門員は、アセスメントの実施に当たっては、必ず障害児の居宅を訪問し、障害児及びその家族に面接して行わなければならない。」と規定されているが、次の場合についてはどうか。

- ① 自宅訪問よりも効果的なアセスメントができる場合や自宅訪問が難しい場合は、事前に行われる面接は、相談支援事業所や日中通っている保育園等で行ってもかまわないか。
- ② 作成時は、上記①の理由で自宅訪問しないことがあっても、モニタリング等を通じていつかは自宅訪問することでよいのか。

(答)

- 障害児支援利用計画は、障害児の日常生活全般を支援する観点に立って作成されることが重要であることから、生活状況を十分把握する必要がある、その把握については、障害児及びその家族からの聞き取りだけでなく、自宅訪問により生活環境を見ることが重要である。よって、①～②とも障害児支援利用計画の作成に先立ち自宅訪問が必要である。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問5)

2. 指定事務関係

(1) 指定に当たっての基本的な考え方

問6 市町村直営の場合の「支給決定を行う組織とは独立した体制」の具体的な内容如何。

(答)

- 具体的な組織形態については、それぞれの市町村の実情が様々であることから、市町村がサービス等利用計画案を勘案し支給決定を行うこととされた法の趣旨を踏まえて、市町村において適切に判断していただきたい。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問7)

問7 障害者のみを対象として計画相談支援を実施する場合には、指定特定相談支援事業所のみ指定でよいか。

(答)

- お見込みのとおり。

なお、障害児から障害者への移行をスムーズに行う観点から、指定特定相談支援事業所と指定障害児相談支援事業所両方の指定を受けることが望ましい。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問8 一部修正)

(2) その他留意事項

問8 都道府県と市町村は、1つの事業所から複数の種類（指定一般・特定・障害児）の指定の申請があった場合においては、指定にあたっての必要な情報の共有を図ることとされているが、その趣旨如何。

(答)

- 当該趣旨は、指定に当たって相談支援専門員の実務経験の判断等が異なることがないよう情報共有を図ることである。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問9)

(3) 指定権者

問9 指定については、事業所の所在地の市町村が指定を行い、隣接の市町村など事業所が所在する市町村以外の市町村は指定しないという理解でよいか。

(答)

- お見込みのとおり。

なお、利用者は、居住する市町村以外の市町村が指定した事業所についても、利用することが可能であることに留意。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問10)

問 10 指定事業所が、他の市町村に移転した場合の手続き如何。

(答)

- 他の市町村に移転する場合は、移転前の市町村に廃止届出書を提出するとともに、移転先の市町村に新規の指定申請を行うこととなる。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問11)

問 11 指定事業所が、当該市町村内で事業所を移転した場合の手続き如何。

(答)

- 当該市町村に変更届出書を提出することとなる。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問12)

(4) 独自条件の付加

問 12 指定特定相談支援事業所の指定について、サービス提供事業所と相談支援事業所の分離を図るために、市で独自の条件を付したいと考えているが可能か。

(答)

- 指定権者において基準省令以上の要件を課すことはできない。
なお、相談支援事業所の指定基準については、市町村は条例を定める必要はないものである。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問13)

(5) 相談支援専門員

問 13 相談支援専門員の要件となる実務経験等について

県の担当者は、1年180日以上×5年でないといけないと言うが、通算で5年以上900日以上を満たしていれば良いはずなので、180日従事していない年があっても要件を満たすと考えるが、いかがか。

(答)

- お見込みのとおり。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問15)

問 14 相談支援専門員の実務要件にある、「相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したと認められるもの」の基礎的な研修とは何を指すのか。

(答)

- 介護職員初任者研修に相当するものが該当する。

問 15 国家資格等による業務に5年以上従事している者は、相談支援業務及び直接支援業務の実務経験が3年以上となっているが、国家資格等による業務に従事した期間と相談支援業務及び直接支援業務に従事した期間が重複している場合は、どちらもカウントしてかまわないのか。

(答)

- 国家資格による業務であっても、相談支援業務及び直接支援業務としてカウントして差し支えない。例えば、国家資格等による業務が相談支援業務となる場合は、8年以上の実務経験ではなく、5年以上の実務経験となる。

問 16 保健所において「保健師」として30年勤務し、その間、通算10年以上精神保健相談業務に従事していた場合、その間の年数を実務経験と見なしてよいのか。

(答)

- お見込みのとおり。
なお、保健所については、診療所に準じたものとするほか、行政機関として児童相談所、更生相談所などに準じたものとも考えられる。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問16)

問 17 居宅介護支援事業所において相談支援の業務に従事していた期間は対象となるか。

(答)

- 居宅介護支援事業所も対象に含まれる。
また、地域包括支援センターも対象と考えられ、当該センターにおいて相談支援の業務に従事した期間が対象となる。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問17)

3. 支給決定通知・事務処理要領

(1) 様式

問 18 受給者証（障害福祉サービス・地域相談支援・障害児の受給者証）や申請様式（障害者・障害児）については、一体の様式とすることが可能か。

(答)

- お見込みのとおり。市町村において適宜工夫して活用されたい。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問18)

(2) 受給者証

問 19 入所者が地域相談支援を利用する場合は、地域相談支援受給者証と障害福祉サービス受給者証の両方を発行し、精神科病院入院患者が地域相談支援のみ利用する場合は地域相談支援受給者証のみ発行するのか。

(答)

- お見込みのとおり。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問19)

(3) 申請窓口

問 20 計画相談支援と障害児相談支援の担当部局が別となる場合、申請についても各々の部局に行くこととなるのか。

(答)

- 利用者の申請手続の負担軽減を図るため、できる限り、1つの窓口において一体的な申請様式により申請を受け付けることが望ましい。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問20)

(4) 基本相談支援

問 21 指定相談支援事業者が行う「基本相談支援」と、「地域生活支援事業の相談支援事業」との関係についてお示しいただきたい。

(答)

- 「基本相談支援」とは、質の高い計画相談支援を提示する上で重要な基盤となるものであるが、指定特定相談支援事業所が計画相談支援に必要な範囲で行うものである。一方、「地域生活支援事業の相談支援事業」は市町村の責務として、一般的な相談、計画相談支援の対象とならない事例や支援区分認定が難しい事例に対しても積極的かつ真摯に対応するものである。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問21 修正)

問 22 計画相談支援の対象者で、モニタリング月ではない時も随時相談があったり、電話が頻回で対応をしなければならない場合も基本相談支援で対応をしなければならないのか。
こういう場合は、委託相談支援事業所が担当することとしてよいか。
または、地域定着支援事業で対応することはできないか。

(答)

- 計画相談支援以外の相談支援が日常的に必要な場合は、委託相談支援事業所と連携したり必要に応じてモニタリングの回数を増やすなどの対応も検討されたい。
地域定着支援の対象となる者（単身等であって地域生活が不安定な者）である場合には、支給決定の上で地域定着支援で対応することも想定される。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問22)

(5) 対象者

問 23 地域移行支援及び地域定着支援の給付決定に当たり、サービス等利用計画の作成は必要か。

(答)

- 地域移行支援・地域定着支援を利用する者についても障害福祉サービスと同様に、サービス等利用計画の作成が必要である。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問23 一部修正)

問 24 地域活動支援センター等の地域生活支援事業のみのサービス利用者は、計画相談支援の対象外か。

(答)

- お見込みのとおり。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問24)

問 25 重度包括支援の利用者も計画相談の対象という扱いでよろしいか。

(答)

- 重度包括支援を利用する場合も、サービス等利用計画案は必要である。重度包括支援を利用する場合はニーズ等が複雑な場合が多いと思われ、相談支援事業者によってニーズ整理を行い他の障害福祉サービス等の利用も検討した上で、重度包括支援の利用となることが想定される。

なお、重度包括支援の場合、通常の調整はサービス提供責任者が行うので、支給決定の最終月のモニタリング（継続の可否の判断）のみ行うことを想定して、1年に1回のモニタリングとしているところである。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問26)

問 26 介護保険制度のケアプラン作成対象者の場合であって、障害福祉サービス固有の重度訪問介護による外出支援等、障害福祉の観点からその必要性や支給量について判断する必要がある場合については、サービス等利用計画の作成対象者として良いか。

(答)

- 市町村が支給決定に当たってサービス等利用計画案の作成が必要と認める場合には、作成対象者として差し支えない。
- 「市町村が必要と認める場合」とは、基本的には、介護保険のケアマネジャーが障害福祉サービスも含めたプランを作成すべきであるが、ケアマネジャーだけでプランを作成するのが困難な場合等を想定している。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問27)

(6) 支給決定プロセス

問 27 サービス等利用計画案等の提出依頼については、文書によることが必須か。

(答)

- 指定特定・障害児相談支援事業者が計画案の作成に当たって、市町村の依頼を受けた者であることを確認できるよう、文書による提出依頼を行うことを必須としている。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問28)

問 28 サービス等利用計画案等の提出依頼は、申請後直ちに行うこととしているが、市町村への計画案の提出は障害支援区分の認定後ということによいか。

(答)

- サービス等利用計画案等の提出依頼は、申請から支給決定までの期間の短縮化を図るため、申請後直ちに行うこととしているが、介護給付費に係るサービス利用に当たっては障害支援区分の認定を踏まえてサービス等利用計画案等を作成する必要があるため、当該計画案の提出は障害支援区分認定後となる。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問29 一部修正)

(7) モニタリング

問 29 モニタリング期間の設定についての考え方如何。

(答)

- モニタリング期間については、障害者等の心身の状況、環境、生活課題、援助方針、サービスの種類・内容・量などを勘案して定める必要がある。

具体的には、指定特定相談支援事業者が、サービス等利用計画案において、個々のサービスの効果・必要性を判断すべき時期を設定した上でモニタリング期間の提案をしたものを踏まえ、市町村が設定する。

- 一般的には、状態が不安定で障害福祉サービス事業者等との連絡調整等を頻回に行わなければならない場合等はモニタリング期間が短くなることが想定され、逆に、状態が安定している場合等はモニタリング期間が長くなることが想定される。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問30)

問30 計画相談支援給付費等の支給期間やモニタリングの実施月等の具体例を示してほしい。

(答)

例1) サービスの支給決定(更新)の有効期間がH28.5.1~H29.4.30で、モニタリング期間を3月ごととする場合。

- 1 計画相談支援給付費等の支給期間 H28.5~H29.4
- 2 受給者証のモニタリング期間の記載 3月ごと(H28.7~H29.4)
- 3 継続サービス利用支援の実施月 H28.7→H28.10→H29.1→H29.4

例2) サービスの支給決定(新規)の有効期間がH28.5.1~H29.4.30で、モニタリング期間を毎月(利用開始から3か月間以内)とする場合。

- 1 計画相談支援給付費等の支給期間 H28.4(計画作成月)~H29.4
- 2 受給者証のモニタリング期間の記載 毎月ごと(H28.5~H28.7)
- 3 継続サービス利用支援の実施月 H28.5→H28.6→H28.7

※ H28.7に、市町村がモニタリング期間の変更について通知。

この場合にモニタリング期間を6月ごとに変更する場合は以下のとおり。

- 1 計画相談支援給付費等の支給期間 上記から変更なし
- 2 受給者証のモニタリング期間の記載 6月ごと(H28.10~H29.4)
- 3 継続サービス利用支援の実施月 H28.10→H29.4

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問31 一部修正)

問31 支給期間の終期月とモニタリングの最終月が一致しない場合の取扱いはどうしたらよいか。

(答)

- 支給期間の終期月には必ずモニタリングを行う必要があるため、モニタリングの最終月を支給決定期間の終期月に設定し、そこから遡ってモニタリング月を設定されたい。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問32)

問32 新規申請や変更申請の場合で、月の途中で支給決定をした場合のモニタリング期間の設定を3か月毎月モニタリングと設定した場合、モニタリング期間の開始時期は支給決定した月から3か月か、支給決定した翌月から3か月か。

(答)

- どちらでも良い。サービス等利用計画のモニタリング時期を参考に、市町村が決定することとなる。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問33)

問33 訓練等給付は、暫定支給決定を2か月間を上限として行うが、暫定支給決定から支給決定を行う際には、改めて指定特定相談事業者が作成するサービス等利用計画案の提出を求める必要はないこととなっている。

訓練等給付の暫定支給決定をした人のモニタリング期間の開始時期は、暫定支給決定の期間の開始月からということによいか。

(答)

- お見込みのとおり。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問34)

問34 サービス等利用計画等について、短期入所等、単一サービスのみの利用であっても、サービス等利用計画等を作成し、モニタリングを実施する必要があるのか。

(答)

- 単一サービスの利用であっても、その他のサービスの利用の必要性も含め適切なサービスの検討が必要となることから、計画作成や一定期間ごとのモニタリングを実施する必要がある。

なお、モニタリング期間については、市町村において、標準期間を踏まえ、サービスの種類や量、その他の状況等を勘案して個別に判断されたい。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問35)

問35 障害福祉サービス等の支給決定は受けたものの、実際の障害福祉サービス等の利用がなかった場合でも、モニタリング月に継続サービス利用支援を行うのか。

(答)

- 障害福祉サービス等の利用がない場合でも、モニタリング月には継続サービス利用支援を行い、状況を把握した上でサービス内容の変更等が必要かを判断することとなる。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問36)

問36 「相談支援専門員がサービス提供事業所の職員と兼務する場合のモニタリング等の取扱い」については、相談支援専門員が担当する障害者等に直接サービス提供を行うか否かに関わらず、当該相談支援専門員が、担当する障害者等が利用するサービス提供事業所の職員と兼務する場合は、当該相談支援専門員がモニタリング等を行うことは望ましくないとの考えか。

(答)

- お見込みのとおり。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問37)

問37 「相談支援専門員がサービス提供事業所の職員と兼務する場合のモニタリング等の取扱い」については、障害者等が当該相談支援専門員を希望する場合は、「市町村がやむを得ないと認める場合」として、引き続き当該相談支援専門員によるモニタリング等を認めてよいか。

(答)

- 障害者等が希望する場合であっても、サービス提供事業所との中立性の確保やサービス提供事業所の職員と異なる視点での検討が欠如しかねず望ましくないため、当該障害者等に制度の趣旨を説明し理解を求めること。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問38)

問38 相談支援専門員がサービス提供事業所の職員と兼務する場合は、兼務する事業所の利用者のモニタリングを実施することができないこととされているが、同一法人の他の事業所を利用する利用者のモニタリングは実施できるということによいか。

(答)

- お見込みのとおり。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問39)

問39 計画作成後に遠方の施設に入所した場合、モニタリングは現に契約している指定特定相談支援事業所から施設の近くの事業所に委託可能か。

(答)

- 業務のすべてを他の事業所へ委託することは認められない。遠方の施設であって事業所が出向くことができない場合は、施設の近くの相談支援事業所に引き継ぐことが想定される。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問40)

問40 サービス等利用計画及び障害児支援利用計画は、指定基準において、市町村への提出が義務づけられているが、モニタリング結果については市町村にモニタリング記録等の書類を提出する必要があるか。

(答)

- モニタリングについては、以下に掲げる場合等、必要な時にモニタリング結果を報告することとする。

- ・ 支給決定の更新や変更が必要となる場合
 - ・ モニタリング期間を設定し直す必要がある場合 等
- なお、上記に加え市町村が毎回モニタリング結果について報告を求めることも可能である。
- (H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問41)

(8) セルフプラン

問 41 指定特定・障害児相談支援事業者以外の者が計画を作成する場合の作成主体は、誰を想定しているのか。

(答)

- 「指定特定・障害児相談支援事業者以外の者」については、基本的には制限はなく、本人や家族、支援者等が作成したものを想定している。
- なお、サービス等利用計画案等は、市町村が支給決定に当たって勘案するものであるため、市町村の支給決定を行う担当職員が作成することは想定していない。
- (H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問42)

問 42 利用者本人が作成するサービス等利用計画（セルフプラン）の場合も、指定特定相談支援事業者が提出するものと同じ様式で提出しなければならないのか。また、当事者の意向や目標達成時期等、すべての項目を記入しなければならないのか。支給決定を行う市町村の裁量で、項目を減らす等はできないのか。

(答)

- サービス等利用計画の様式は、国で示している様式例を参考に市町村で定めることになっており、セルフプランについても市町村の判断でセルフプラン用の様式を定めることも可能であるが、当事者の意向や生活全般の解決すべき課題、目標達成時期、サービスの種類・内容・量等省令で示している項目については省略することはできない。
- (H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問43)

問 43 例えば身体障害の場合は利用者本人が作成するサービス等利用計画（セルフプラン）の提出を求めるなど、市町村でサービス等利用計画案と利用者本人が作成するサービス等利用計画（セルフプラン）との場合を分けて申請者に指示してよいか。

(答)

- 利用者本人が作成するサービス等利用計画（セルフプラン）は、申請者の希望により指定特定相談支援事業者が作成するプランに代えて提出することができるものであり、利用者が希望していないにも関わらず市町村が提出を求めることは適当ではない。
- (H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問44)

4. 報酬関係

(1) 請求のタイミング

問 44 サービス利用支援は、サービス等利用計画を作成した日が属する月分（以下の場合平成 28 年 4 月分）として翌月に請求するのか。

(例) 支給決定の通知日平成 28 年 4 月 10 日 計画作成平成 28 年 4 月 20 日 サービスの有効期間平成 28 年 5 月 1 日～
4 月分として 5 月に請求。

(答)

○ お見込みのとおり。

(H 2 5 . 2 . 2 2 相談支援関係 Q & A 問 45 一部修正)

問 45 計画相談支援給付費が発生する時点は、いつか。

(答)

○ 計画相談支援給付費が発生するのは、市町村から障害福祉サービス等の支給決定を受けた後に、サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画を作成し、利用者から文書により同意を得た時点である。

(H 2 5 . 2 . 2 2 相談支援関係 Q & A 問 46)

(2) 障害児相談支援対象保護者に指定計画相談支援を行う場合

問 46 障害福祉サービスと障害児通所支援の両方のサービスを利用する障害児については、計画相談支援と障害児相談支援の両方を一体的に実施することとなるが、報酬については、障害児相談支援のみの報酬が算定されるという理解でよいか。

(答)

○ お見込みのとおり。

なお、18 歳以上の障害者が放課後等デイサービスを利用する場合も、その者を障害児とみなして障害児支援利用計画を作成し、障害児相談支援のみの報酬が算定される。

(H 2 5 . 2 . 2 2 相談支援関係 Q & A 問 47 一部修正)

(3) 介護保険の対象者の場合

問 47 介護保険の対象者の場合、同じ者(ケアマネジャーと相談支援専門員を同一人物が行う)が一体的にプランを作成すると減算されることが報酬告示で示されている。

介護保険のケアプランを作っている者と障害者総合支援法のサービス等利用計画を作っている者が別々である場合、報酬を両方が 100%請求できるのか。

(答)

- 請求できる。

なお、利用者の立場に立った支援を行うためには、両者で調整しながらプランを作成する必要がある。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問48 一部修正)

(4) 申請却下の場合

問48 障害福祉サービス等の申請が却下された場合は、計画相談支援給付費等は支給されないのか。

(答)

- お見込みのとおり。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問49)

(5) 利用者が死亡した場合

問49 指定特定相談支援事業者がサービス等利用計画案の作成はしたが、サービス等利用計画を作成し、利用者から文書により同意を得る前に利用者が死亡した場合は、サービス利用支援費の算定は可能か。

(答)

- サービス利用支援費の算定はできない。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問50)

(6) 継続サービス利用支援費

問50 モニタリングの結果、サービス等利用計画等の変更や新たな支給決定等に係る勧奨が必要ない場合であっても、継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助の報酬は算定できるか。

(答)

- 算定できる。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問51)

(7) 契約変更した場合

問51 指定特定相談支援事業者の廃止や利用者の市町村内の転居等により、別の指定特定相談支援事業者に変更した場合であって、契約変更後の指定特定相談支援事業者が、契約変更前の指定特定相談支援事業者からサービス等利用計画を引き継ぎ、利用者の状況を把握するため利用者と面接したりサービス担当者会議を行う等モニタリングを行った場合に、継続サービス利用支援費を算定することは可能か。

(答)

- 契約変更後の指定特定相談支援事業者がモニタリング月ではない月に継続サービス利用支援を行う場合には、市町村に報告し、モニタリング期間の変更を行った上で継続サービス利用支援費を算定することは可能である。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問52)

(8) 計画相談支援給付費の算定の考え方

問52 計画相談支援給付費の算定に当たっての基本的な考え方如何。

(答)

- サービス利用支援費及び継続サービス利用支援費は、月額報酬のため同一の月に複数回行ったとしてもサービス利用支援費については1,611単位、継続サービス利用支援費については1,310単位しか算定することはできない。
- 同一の月に継続サービス利用支援を行った後に、サービス利用支援を行った場合は、継続サービス利用支援費は算定せず、サービス利用支援費のみを算定する。
- サービス利用支援を行った後、同一の月に継続サービス利用支援を行った場合は、サービス利用支援費及び継続サービス利用支援費の両方を算定できる。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問53 一部修正)

(9) 同一の月に指定サービス利用支援を複数回行う場合

問53 障害福祉サービスの利用に係る支給決定を受け、サービス利用支援を行った直後に、利用者の心身の状況の急変や転居による環境の変化等により、新たな障害福祉サービス等の申請又は支給決定の変更の申請を行うことが必要となり、同一の月にサービス利用支援を2回行うこととなった場合、同一の月にサービス利用支援費を2回分算定してもよいか。

(答)

- サービス利用支援費は、月額報酬のため、同一の月に複数回行ったとしても1,611単位しか算定することはできない。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問54 一部修正)

問54 モニタリング期間が1月(毎月)ごとと決定されている利用者で、やむを得ない事由により継続サービス利用支援を行うのがモニタリング月の翌月となった場合、前月実施予定だった継続サービス利用支援と当月実施予定となっている継続サービス利用支援を同一の月に行うことになるが、継続サービス利用支援費は2回分算定することは可能か。

(答)

- 継続サービス利用支援費は、月額報酬のため、同一の月に複数回行ったとしても1,310単位しか算定することはできない。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問55 一部修正)

(11) 指定継続サービス利用支援を行った結果指定サービス利用支援を行う場合

問 55 継続サービス利用支援を行った結果、利用者の状態に変化があり、新たな支給決定若しくは支給量の変更等の必要が生じた場合、新たなサービス等利用計画を作成する必要があるため、継続支援サービス利用ではなくサービス利用支援として 1,611 単位/月を算定できるか。

(答)

○ お見込みのとおり。

なお、継続サービス利用支援を行った結果サービス等利用計画を作成するという一連の流れで行っている場合は、計画作成のアセスメントのプロセスをモニタリング（継続サービス利用支援）で行えているため、月をまたいだ場合も同様に継続サービス利用支援費は算定せず、サービス利用支援費のみを算定する。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問56 一部修正)

(12) 同一の月に指定継続サービス利用支援と指定サービス利用支援を行う場合

問 56 継続サービス利用支援を行った直後に、利用者の心身の状況の急変や転居による環境の変化等により、新たな障害福祉サービス等の申請又は支給決定の変更の申請を行うことが必要となり、同一の月に継続サービス利用支援とサービス等利用支援を行うこととなった。

継続サービス利用支援とサービス利用支援を一連の流れで行ったわけではないので、継続サービス利用支援費及びサービス利用支援費の両方を算定してもよいか。

(答)

○ 同一の月に継続サービス利用支援を行った後に、サービス利用支援を行った場合は、継続サービス利用支援費は算定せず、サービス利用支援費のみを算定する。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問57)

問 57 障害福祉サービスの体験利用（短期間）を行うための支給決定に係るサービス利用支援を行った後、同一の月に当該支給決定等に係るサービスの利用状況を検証するための継続サービス利用支援を行い、その結果支給決定等の更新等の申請がなされ、同一の月に当該申請に係るサービス利用支援を行った場合には、計画相談支援費の算定はどのように行うこととなるのか。

(答)

○ 同一の月にサービス利用支援と継続サービス利用支援を行うことと市町村が決定した者については、サービス利用支援費と継続サービス利用支援費を算定する。

さらに、同一の月にサービス利用支援を行った場合であっても、サービス利用支援費は月額報酬のため、サービス利用支援を行った回数分請求することはできない。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問58)

(13) 契約変更した場合

問 58 契約変更前の指定特定相談支援事業者が継続サービス利用支援を行った場合は、同一月に契約変更後の指定特定相談支援事業者は継続サービス利用支援費を算定できるか。

(答)

- 契約変更後の指定特定相談支援事業者が継続サービス利用支援を行った場合には、継続サービス利用支援費を算定できるが、その場合には、契約変更前の指定特定相談支援事業者は継続サービス利用支援費を算定できない。

このような場合、変更前の指定特定相談支援事業者は、転居等に関する利用者の意向を確認しておくべきである。

なお、契約変更後の指定特定相談支援事業者にケースを引き継ぐ場合には、ケースを円滑に引き継げるよう配慮すること。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問59)

問 59 障害福祉サービス等の支給決定の終期月等において継続サービス利用支援を行った後に、別の指定特定相談支援事業者が同一の月にサービス利用支援を行った場合、契約変更前の指定特定相談支援事業者は継続サービス利用支援費を、契約変更後の指定特定相談支援事業者はサービス利用支援費を算定できるか。

(答)

- 同一の月に継続サービス利用支援を行った後に、サービス利用支援を行った場合は、継続サービス利用支援費は算定せず、サービス利用支援費のみを算定することとされているため、契約変更前の指定特定相談支援事業者は継続サービス利用支援費を算定できず、契約変更後の指定特定相談支援事業者のみサービス利用支援費を算定する。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問60)

問 60 サービス利用支援を行った後に、指定特定相談支援事業者の廃止や利用者の市町村内の転居等により、別の指定特定相談支援事業者に契約変更した場合であって、同一の月に契約変更後の指定特定相談支援事業者が、契約変更前の指定特定相談支援事業者からサービス等利用計画を引き継ぎ、利用者の状況を把握するため利用者と面接したりサービス担当者会議を行う等モニタリングを行った場合に、契約変更前の指定特定相談支援事業者はサービス利用支援費を、契約変更後の指定特定相談支援事業者は継続サービス利用支援費を算定することは可能と考えるが、いかがか。

(答)

- お見込みのとおり。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問61)

(14) 転出・転入

問 61 サービス利用支援又は継続サービス利用支援を行った後に、利用者が市町村外に転出し、同一の月に転出先の市町村で障害福祉サービス等の申請に係るサービス利用支援を別の指定特定相談支援事業者が行った場合、両方の指定特定相談支援事業者が計画相談支援給付費を算定できると考えるが、いかがか。

(答)

○ お見込みのとおり。

転出に伴い支給決定を行う市町村が変わった場合は、同一の月であってもサービス利用支援費又は継続サービス利用支援費を算定できる。

この場合、指定特定相談支援事業者は、利用者の転出予定等を事前に確認しておくべきであり、転出先の指定特定相談支援事業者に円滑に引き継げるよう配慮すること。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問62)

(15) 障害児から障害者へ切り替わる際の取扱い

問 62 障害児通所支援から障害福祉サービス等に利用するサービス等が切り替わる際に、障害児相談支援の支給期間の終期月に指定障害児相談支援事業者が障害児相談支援対象保護者に対して継続障害児支援利用援助を行い、同一の月に、指定特定相談支援事業者が計画相談支援対象障害者に対してサービス利用支援を行った場合、指定障害児相談支援事業者が継続障害児支援利用援助費を、指定特定相談支援事業者がサービス利用支援費を算定することは可能か。

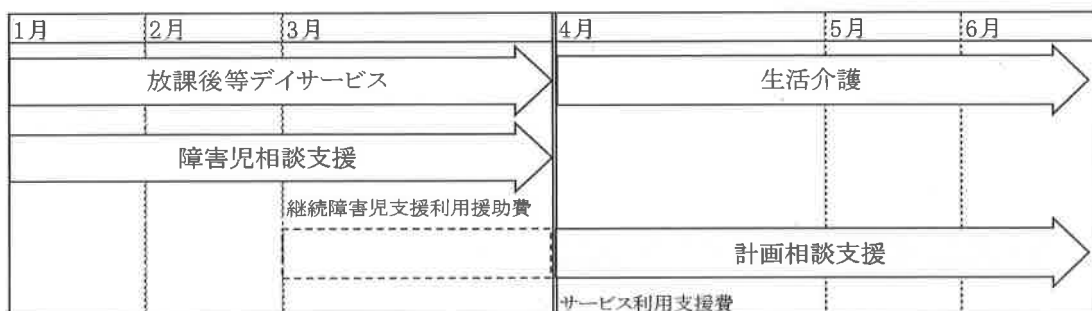
(答)

○ 報酬告示において「障害児相談支援対象保護者に対して、指定計画相談支援を行った場合には、所定単位数を算定しない。」とされているため、同一月に指定特定相談支援事業者がサービス利用支援費を算定することはできない。

したがって、サービス等利用計画を作成し、利用者から文書による同意を得る日を、障害児相談支援の支給期間の終期月の翌月に属する日とすること。

なお、この取扱いについては、指定障害児相談支援事業者から指定特定相談支援事業者へケースを引き継ぐ場合も、指定障害児相談支援事業者と指定特定相談支援事業者の両方の指定を受けている事業者がケースを受け持つ場合も同じである。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問63)



(16) 特定事業所加算

問 63 特定事業所加算の算定要件にある常勤の相談支援専門員の考え方如何。

(答)

- 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」(平成 18 年 12 月 6 日障発 1206001) 第二の 2 の (3) の規定に準じた取扱いとする。

(H 2 7 . 3 . 3 1 平成 2 7 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する Q & A 問 53)

問 64 相談支援給付費の特定事業所加算を取得した事業所は、毎月、「所定の記録」を策定しなければならないこととされているが、その様式は示されるのか。

(答)

- 標準様式に従い、毎月作成し、5 年間保存しなければならない。

(H 2 7 . 3 . 3 1 平成 2 7 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する Q & A 問 54)

問 65 特定事業所加算における相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の具体的な取扱いについて示されたい。

(答)

- 相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の取扱いについては、各月の前月の末日時点で研修を修了している者とし、修了証の写しにより受講の事実を確認するものとする。

(H 2 7 . 3 . 3 1 平成 2 7 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する Q & A 問 55)

問 66 特定事業所加算の要件にある基幹相談支援センター等とは基幹相談支援センター以外に何が想定されるのか。

(答)

- (自立支援) 協議会や委託相談支援事業所を想定している。

なお、当該月に支援困難ケースの紹介実績がない場合でも、加算の算定は可能である。

(H 2 7 . 3 . 3 1 平成 2 7 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する Q & A 問 56)

問 67 特定事業所加算の算定要件は、報酬告示によると常勤かつ専従の相談支援専門員を 3 名以上配置する必要があるとのことだが、留意事項通知では 3 名配置された常勤かつ専従の相談支援専門員のうち、相談支援従事者現任研修を終了した相談支援専門員 1 名以上含む 2 名を除いた相談支援専門員は、当該指定特定(障害児)相談支援事業所の業務に支障がなければ同一敷地内にある他の事業所の職務の兼務も認めるとしている。

要するに 3 人目以上の相談支援専門員については条件にあてはまれば実質的に兼務を認めるということか。

- お見込みのとおり。ただし、当該加算の趣旨を十分踏まえ、兼務により当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がないことを必ず担保するよう留意されたい。

(H27. 4. 30 平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A 問36)

問68 特定事業所加算の要件として、伝達等を目的とした会議を定期的を開催することとあるが、事業所内の相談支援専門員による会議で差し支えないのか。それとも、利用者、家族や関係機関（サービス提供事業所等）の関係者を含めた会議を開催する必要があるのか。

(答)

- 当該相談支援事業所内の相談支援専門員による会議で差し支えない。

問69 特定事業所加算の要件として、二十四時間連絡体制の確保があるが、二十四時間開所しておく必要はなく、二十四時間連絡が取れる体制を確保しておくことで足りるのか。また利用者等とあるので、利用者の家族や利用しているサービス提供事業所も対象になるのか。

(答)

- お見込みのとおり。

(17) 障害児相談支援における初回加算

問70 障害児相談支援に係る初回加算は、事業所の変更や転居等に伴い、違う事業所が新規で作成する場合も対象になるのか。

(答)

- 障害児相談支援対象保護者が、新規に障害児支援利用計画を作成する場合や、前6月間において障害児通所支援や障害福祉サービスの利用がない場合に対象となるものなので、事業所が変更になるだけでは対象にならない。

なお、セルフプランにより支給決定を受けている障害児が、初めて障害児支援利用計画を作成する場合も初回加算の対象となる。

5. その他

(1) 基幹相談支援センター

問 71 地域生活支援事業費補助金の基幹相談支援センター等機能強化事業については、専門的職員の配置は基幹相談支援センター以外の相談支援事業所も補助対象となりうるが、地域の相談支援体制の強化の取組及び地域移行・地域定着の促進の取組は基幹相談支援センターのみが補助対象となるという理解でよいか。

(答)

- お見込みのとおりであるが、専門的職員の配置についても基幹相談支援センターを設置した上で補助することが望ましい。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問64 一部修正)

(2) 指定管理

問 72 市の福祉センターの運営について、指定特定相談支援事業を行っている法人に対し指定管理により委託している。市からは、相談支援についても指定管理料に含まれていると考えているので、指定管理者が指定特定相談支援事業者として行った計画相談に係る給付費について、国保連から事業所ではなく市に支払うこととしたい。

(答)

- 計画相談支援給付費は、指定特定相談支援事業者の指定を受けている者に支払われるものであるから、市が自らを指定特定相談支援事業者として指定していないのであれば、国民健康保険団体連合会から市に支払うことはできない。

(H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問65)

平成30年度障害福祉サービス等報酬改正等に関するQ&A VOL. 1
(平成30年3月30日)

5. 相談支援

(1) 計画相談支援・障害児相談支援

(基本報酬①)

問76 モニタリング標準期間の一部が見直されたが、利用者の状況に応じてそれ以外の期間を設定してもよいか。

(答)

施行規則で示すモニタリング標準期間は、従前どおりあくまで市町村が決定する際の勘案事項であるため、利用者の状態等に応じて、例えば標準期間が6月に1回のところを3月に1回としても差し支えない。

なお、以下に示す状態像の利用者については、標準期間よりもさらに短い期間で設定することが望ましい。

【計画相談支援】

- ・ 生活習慣等を改善するための集中的な支援の提供後、引き続き一定の支援が必要である者
- ・ 利用する指定障害福祉サービス事業者の頻繁な変更やそのおそれのある者

【障害児相談支援】

- ・ 学齢期の長期休暇等により、心身の状態が変化するおそれのある者
- ・ 就学前の児童の状態や支援方法に関して、不安の軽減・解消を図る必要のある保護者

(基本報酬②)

問77 相談支援専門員1人当たりの取扱件数には、基本報酬以外の加算の件も含むのか。
また、計画相談支援を行う事業所が地域相談支援の事業の指定も併せて受けており、相談支援専門員が地域相談支援における対応も実施している場合、当該件数も含まれるのか。

(答)

取扱件数は、1月間に実施したサービス利用支援、継続サービス利用支援、障害児支援利用援助、継続障害児支援利用援助の合計数であり、基本報酬以外の加算や地域相談支援の事業として対応した件数は含めない。

(基本報酬③)

問 78 例えば、相談支援事業所において、1月から8月までの取扱件数及び相談支援専門員の配置数が以下のとおりであった場合、7月、8月の請求分において、サービス利用支援費(Ⅱ)又は継続サービス利用支援費(Ⅱ)(以下「基本報酬(Ⅱ)」という。)を何件算定するのか。

| 月 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 |
|-------------|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 対応件数合計(件) | 45 | 45 | 60 | 45 | 45 | 50 | 60 | 75 |
| うち計画相談 | 30 | 30 | 30 | 25 | 30 | 30 | 40 | 50 |
| うち障害児相談 | 15 | 15 | 30 | 20 | 15 | 20 | 20 | 25 |
| 相談支援専門員数(人) | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | 2 | 2 |

(答)

基本報酬(Ⅱ)を算定する件数は、取扱件数(1月間に計画作成又はモニタリングを行った計画相談支援対象障害者等の数(前6月の平均値)÷相談支援専門員の員数(前6月の平均値))が40以上である場合において、40以上の部分に相談支援専門員の員数(前6月の平均値)を乗じて得た数(小数点以下の端数は切り捨てる。)により算定することとなり、上記例の場合では以下のとおりとなる。

① 7月分の請求について

- ・ 計画相談支援対象障害者等の数(1月から6月の平均値)
→ $(45+45+60+45+45+50) \div 6 = 48.333\cdots$ (A)
- ・ 相談支援専門員の員数(1月から6月の平均値)
→ $(1+1+1+1+1+2) \div 6 = 1.166\cdots$ (B)
- ・ 取扱件数 → $(A) \div (B) = 41.428\cdots$ (C) ≥ 40

のため、基本報酬(Ⅱ)を算定する必要があり、算定する件数は

$((C) - 39) \times (B) = 2.833\cdots$ となり、小数点以下の端数を切り捨てた2件となる。

なお、計画相談支援と障害児相談支援を一体的に実施しているため、計画相談支援の7月の請求件数40件のうち2件を基本報酬(Ⅱ)で算定する。

② 8月分の請求について

- ・ 計画相談支援対象障害者等の数(2月から7月の平均値)
→ $(45+60+45+45+50+60) \div 6 = 50.833\cdots$ (A)
- ・ 相談支援専門員の員数(2月から7月の平均値)
→ $(1+1+1+1+2+2) \div 6 = 1.333\cdots$ (B)
- ・ 取扱件数 → $(A) \div (B) = 38.125$ (C) < 40 となり、

全てサービス利用支援費(Ⅰ)又は継続サービス利用支援費(Ⅰ)を算定することとなる。

(加算共通①)

問 7 9 加算が複数創設されているが、全て併給が可能か。また、記録の作成が必要な加算についてはどのように記録したら良いのか。

(答)

以下の場合については、加算の併給はできない。

- ① 退院・退所加算と初回加算の併給
- ② 医療・保育・教育機関等連携加算と初回加算又は退院・退所加算（当該退院等施設のみとの連携の場合）の併給

記録については、別添資料 2 の標準様式を参考として作成し、5 年間保存しなければならない。

(加算共通②)

問 8 0 平成 30 年度の報酬改定で創設された加算の中で、基本報酬を算定していない月でも請求可能な加算はあるか。また、当該加算を単独で請求した場合、当該加算に対して特定事業所加算などの体制加算を算定することは可能か。

(答)

「入院時情報連携加算」、「居宅介護支援事業所等連携加算」及び「サービス提供時モニタリング加算」については、当該利用者について基本報酬を算定しない月においても、当該加算のみでの請求が可能である。

ただし、特定事業所加算などの体制加算は基本報酬にのみ加算されるため、「入院時情報連携加算」、「居宅介護支援事業所等連携加算」、及び「サービス提供時モニタリング加算」に対して算定することはできない。

(初回加算)

問 8 1 障害児相談支援を利用していた障害児が、初めて計画相談支援を利用する場合について、計画相談支援の初回加算は算定可能か。また、計画相談支援を利用していた障害児が、初めて障害児相談支援を利用する場合も、障害児相談支援の初回加算は算定可能か。

(答)

算定できる。

(居宅介護支援事業所等連携加算)

問 8 2 「居宅介護支援事業所等連携加算」は、当該指定居宅介護支援等の利用開始日前 6 月以内に算定している場合は算定不可とあるが、異なる居宅介護支援事業所が居宅サービス計画を作成する場合は、6 月以内でも算定可能か。

(答)
算定できる。

(医療・保育・教育機関等連携加算)

問 8 3 「医療・保育・教育機関等連携加算」の連携先はどこまで含まれるのか。

(答)
留意事項通知で示しているとおおり、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画（以下「サービス等利用計画等」という。）を作成する際に、利用者が利用している病院、企業、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校と連携することが想定されるが、その他にも利用者が利用しているインフォーマルサービスの提供事業所等が想定される。

なお、これらの障害福祉サービス等以外の機関における支援内容や担当者等についても、サービス等利用計画等に位置付けることが望ましい。

(サービス担当者会議実施加算①)

問 8 4 「サービス担当者会議実施加算」は、サービス利用支援時に開催したサービス担当者会議と同様の担当者を招集する必要があるのか。また、全員集まらないと算定できないのか。

(答)
サービス利用支援時に開催したサービス担当者会議と同様の担当者が全員参加することが望ましいが、検討を行うにあたり必要な者が参加していれば、担当者全員の参加は要しない。

ただし、会議開催を調整したが全員参加せず、メール等による担当者への報告のみの実施である場合は、当該加算を算定することはできない。

(サービス担当者会議実施加算②)

問 8 5 モニタリング時にサービス担当者会議を開催した結果、サービス等利用計画等を変更することになった場合、支給決定後に指定基準に基づき、再度サービス担当者会議を開催しなければならないのか。

(答)
モニタリング時に開催したサービス担当者会議の結果、サービス等利用計画等を変更することとなった場合は、その際に検討した変更案から変更がない又は軽微な変更のみであれば、その旨を関係者に報告する等によって、サービス担当者会議の開催について簡素化することは差し支えない。

(サービス提供時モニタリング加算①)

問 8 6 「サービス提供時モニタリング加算」は、居宅で利用する障害福祉サービス等の提

供現場を確認した場合も算定可能か。

(答)

算定可能である。ただし、指定基準に基づいた定期的なモニタリングを行う日と同一に、居宅で利用する障害福祉サービス等の提供現場を確認し、当該加算を算定する場合は、モニタリング結果と当該加算に関する記録をそれぞれ作成する必要があるので留意すること。

(サービス提供時モニタリング加算②)

問 8 7 複数の障害福祉サービス等を利用する利用者について、「サービス提供時モニタリング加算」を算定する場合は、利用する全ての障害福祉サービス等の提供現場を確認しないと算定できないのか。

(答)

複数の障害福祉サービス等を利用している者については、全ての障害福祉サービス等の提供現場を確認することが望ましいが、1箇所でも確認していれば算定は可能である

(サービス提供時モニタリング加算③)

問 8 8 「サービス提供時モニタリング加算」は相談支援専門員 1 人当たり 39 件まで請求できるが、取扱件数と同様に前 6 月平均なのか。

(答)

取扱件数については、月によってモニタリング件数が集中する可能性があることに配慮して前 6 月平均としたところであるが、「サービス提供時モニタリング加算」は実施月を調整することが可能であるため、前 6 月平均ではなく当該月の実施件数を 39 件までとする。

(行動障害支援体制加算①)

問 8 9 「行動障害支援体制加算」は、対象となる研修を受講した相談支援専門員以外の者が行った計画相談支援にも加算されるのか。

(答)

加算の届出をしていれば、事業所の全ての相談支援専門員が実施する計画相談支援で算定が可能である。

なお、要医療児者支援体制加算及び精神障害者支援体制加算も同様である。

(行動障害支援体制加算②)

問 9 0 「行動障害支援体制加算」の届出が月途中で提出された場合、いつから実施した計画相談支援で加算が算定できるのか。

(答)

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成18年10月31日障発1031001 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) 第一の1の(4)の規定に準じた取扱いとする。

なお、要医療児者支援体制加算及び精神障害者支援体制加算も同様である。

(行動障害支援体制加算③)

問91 「行動障害支援体制加算」の対象となる者を配置していても、当該月に強度行動障害の利用者がいない場合は算定できないのか。

(答)

対象の障害特性を有する利用者への支援を行わなかった場合でも算定は可能である。
なお、要医療児者支援体制加算及び精神障害者支援体制加算も同様である。

(2) 地域移行支援・地域定着支援

(地域移行支援の対象者)

問92 「介護給付費等の支給決定等について(平成19年3月23日、障発第0323002号 障害保健福祉部長通知)」の第五-2-(1)が改正されたが、対象者の範囲が変更となるのか。

(答)

地域移行支援の対象者は、障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者であるが、精神科病院の入院期間が1年未満の者等を一律に対象外としている事例が生じていることから、入院の期間や形態に関わらず支援の対象であることを明確にするために改正したものであり、対象者の範囲を変更するものではない。

(地域移行支援サービス費(I))

問93 地域移行支援サービス費(I)を算定する事業所の要件の一つに、「1以上の障害者支援施設又は精神科病院等(地域移行支援の対象施設)と緊密な連携が確保されていること。」とあるが、「緊密な連携」とは具体的にどのような状況が想定されるのか。また、どの程度の頻度で行う必要があるのか。

(答)

例えば、

- ・ 地域相談支援給付決定障害者の退院、退所等に向けた会議へ参加
- ・ 地域移行に向けた障害福祉サービスの説明、事業所の紹介

- ・ 地域移行など同様の経験のある障害当事者（ピアサポーター等）による意欲喚起のための活動などが想定され、概ね月1回以上行っていることが目安となる。

（緊急時支援費（Ⅱ））

問94 緊急時支援費（Ⅱ）については、深夜の電話による相談対応を行った場合に算定されるが、深夜の時間帯であれば、相談の方法や内容は問わないか。

（答）

緊急時支援費（Ⅱ）については、電話により直接本人又は家族等に対して緊急的な支援が必要な相談対応を行った場合に限ることとし、予定確認等の電話連絡は算定の対象とはならない。また、原則、メールによる対応については対象としない。

なお、深夜に電話による相談対応を行った場合であっても、その後利用者の居宅等へ出向いて支援を行った場合は、当該日については緊急時支援費（Ⅰ）のみを算定することとなり、緊急時支援費（Ⅱ）との併給はできないことに留意すること。

平成30年度障害福祉サービス等報酬改正等に関するQ&A VOL. 3
(平成30年5月23日)

5. 相談支援

(1) 計画相談支援・障害児相談支援

【訂正】

「平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1（平成30年3月30日）」の問80（加算共通②）については、以下のとおり修正する。

【修正前】

（答）

「入院時情報連携加算」、「居宅介護支援事業所等連携加算」及び「サービス提供時モニタリング加算」については、当該利用者について基本報酬を算定しない月においても、当該加算のみでの請求が可能である。

ただし、特定事業所加算などの体制加算は基本報酬にのみ加算されるため、「入院時情報連携加算」、「居宅介護支援事業所等連携加算」、及び「サービス提供時モニタリング加算」に対して算定することはできない。

【修正後】

（答）

「入院時情報連携加算」、「居宅介護支援事業所等連携加算」及び「サービス提供時モニタリング加算」については、当該利用者について基本報酬を算定しない月においても、当該加算のみでの請求が可能である。

また、地域生活支援拠点等の届出を行っている事業所については、「地域生活支援拠点等相談強化加算（既にサービス等利用計画又は障害児支援利用計画を作成済みの利用者への対応に限る。）」及び「地域体制強化共同支援加算」も当該加算のみでの請求が可能である。

ただし、特定事業所加算などの体制加算は基本報酬にのみ加算されるため、上記加算に対して算定することはできない。

（特定事業所加算）

問 12 特定事業所加算の算定要件として、取扱件数が 40 件未満であることが追加されたが、特定事業所加算を新たに算定するための届出を行う際には、どの時点の取扱件数により判断することになるのか。

（答）

届出提出月の前 6 月間の実績を基に取扱件数が 40 件未満であるかどうかを判断することとなる。

例えば、平成 30 年 6 月から特定事業所加算を算定するためには、平成 30 年 5 月 15 日以前に届出を提出することになるが、その場合は、届出時点の前 6 月間である平成 29 年 11 月から平成 30 年 4 月における取扱件数が要件を満たしているかどうかで判断することとなる。

（行動障害支援体制加算①）

問 13 「行動障害支援体制加算」は、対象となる研修を受講した常勤の相談支援専門員を 1 名以上配置していることを要件としているが、行動障害のある知的障害者や精神障害者以外の利用者に対して支援を行った場合でも算定可能なのか。また、1 事業所に複数の相談支援専門員が配置されており、対象となる研修を受講した常勤の相談支援専門員を 1 名のみ配置している場合、研修を受講していない相談支援専門員が支援を行った場合でも算定可能なのか。

（答）

「行動障害支援体制加算」については、行動障害のある障害者へ適切に対応できる体制が整備されていることを評価する加算であるため、要件を満たしている期間中に当該事業所で実施した全てのサービス利用支援及び継続サービス利用支援について加算を算定できるものである。

なお、要医療児者支援体制加算及び精神障害者支援体制加算についても同様である。

【行動障害支援体制加算 2】

問 14 「行動障害支援体制加算」を算定していた事業所が月途中で要件を満たさなくなった場合、加算を算定できるのはいつまでか。

(答)

月途中で要件を満たさなくなった場合、当該月の要件を満たしている期間中に実施した指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援に係る計画相談支援費について加算を算定することができ、要件を満たさなくなった日以降に実施した分については加算を算定することができない。なお、要医療児者支援体制加算及び精神障害者支援体制加算についても同様である。